

家屋評価システム賃貸借及び保守業務の長期継続契約（5年間）に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。  
令和 5 年 8 月 1 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 賃貸借及び保守物件  
家屋評価システム（ソフトウェア）一式  
NTT-ATエムタック(株)製「HOUSAS」（最新版）
- 2 導入場所  
吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 吹田市行政経営部情報政策室サーバールーム
- 3 賃貸借及び保守期間  
令和 5（2023）年 10 月 1 日から令和 10（2028）年 9 月 30 日まで
- 4 賃貸借及び保守概要  
現在吹田市が賃借している上記家屋評価システム（ソフトウェア）を 5 年間賃貸し、家屋評価業務に支障がないよう、その保守業務を行う。保守業務については、吹田市の承諾を得たときは第三者に委任することができる。
- 5 入札参加資格  
以下に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 入札申込時点で本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であり、本賃貸借及び保守業務が履行可能な者であること。
  - (3) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
  - (4) 公告日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
  - (6) 下記のア及びイのいずれか、もしくは両方の認証を取得している法人であること。
    - ア 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO 27001（日本工業規格「JIS Q 27001」）の認証を作業拠点において取得している法人であること。
    - イ 日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している法人であること。

## 6 制限付一般競争入札参加資格確認申請書

入札の参加希望者は、次の(1)に示す書類を提出すること。なお、期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

### (1) 提出書類（以下「申請書等」という。）

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 「5 入札参加資格」の(6)に示す要件を満たしている者であることを証明する書類

### (2) 申請書等の提出

#### ア 提出期間

令和5年8月1日（火）から令和5年8月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）

#### イ 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市税務部資産税課（家屋担当）  
電話番号 (06) 6384-1247

#### ウ 申請書等の取得方法

吹田市ホームページ（>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和5年度（2023年度）一般競争入札（業務委託）一覧>家屋評価システム賃貸借及び保守業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードにより交付することとし、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

#### エ 申請書等の取扱い

- (ア) 申請書等の作成及び郵送等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書等は、返却しない。
- (ウ) 申請書等は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限り、(2)アに記載する提出期間内に必着のこと。）によるものとする。
- (エ) 提出された申請書等は、記載内容の変更はできず、また、記載内容に虚偽がある場合は、入札に参加できず、指名停止の措置を受けることがある。

### (3) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和5年8月18日（金）までに、様式1に記載の連絡先に電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して電子メールにより通知する。

## 7 入札説明会

### (1) 開催日時

令和5年8月21日（月）午後2時00分から（時間厳守）

### (2) 会場

吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市役所 低層棟2階 税務部会議室

### (3) その他

- ア 説明会の欠席者は、当該日において制限付一般競争入札の参加を辞退した者とみなす。
- イ 入札書及び仕様書等は、説明会で配付する。

## 8 質疑及び回答

令和5年8月21日（月）～令和5年8月25日（金）午後5時30分までに電子メールにより受け付けるものとする。

資産税課家屋担当電子メール (E-mail:kaokusisanze@city.suita.osaka.jp)

質疑に対する回答は令和5年8月30日(水)までに入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

なお、質疑がなかった場合は通知しないものとする。

## 9 入札の実施方法

### (1) 入札日時

令和5年8月31日(木)午後2時00分から(時間厳守)

### (2) 入札会場

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟2階 税務部会議室

### (3) 入札金額

賃貸借及び保守期間5年間合計での入札金額とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額(以下「契約希望金額」という。))をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札注意事項

ア 上記入札日時に入札会場でした入札以外は認めない。

イ 代理人による入札の場合は、必ず委任状が必要であり、入札当日には、代理人の使用印鑑を入札書に押印のこと。

ウ 開札において、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

エ 再度入札を実施した場合において、予定価格の範囲内の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

### (5) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

### (6) 入札の無効

次のいずれかに該当する者がした入札は無効とする。

ア 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者

イ 本要領に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した者

ウ 参加資格申込に必要な書類を提出しない者

エ 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件に該当する者

### (7) 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

### (8) 落札者の決定

開札の結果、有効な入札のうち予定価格の範囲内の価格で、最低価格の入札者を落札者とする。

最低の価格で入札した者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。ただし、当該入札者はくじを辞退することができない。

### (9) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

#### 1 0 契約保証金

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、賃貸借及び保守期間のうち、1年間(12か月)分の金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、本市が确实と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により障害を填補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

#### 1 1 契約の締結

##### (1) 契約書の作成

契約書を作成し、令和5年9月15日(金)に契約締結を予定する。

落札者は落札価額に応じて、契約書に貼付する収入印紙を用意すること。

##### (2) 契約形態及び支払い

###### ア 賃貸借及び保守期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日までの60か月とする。

令和5年度 6か月(令和5年10月1日から令和6年3月31日まで)

令和6年度 12か月(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

令和7年度 12か月(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

令和8年度 12か月(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

令和9年度 12か月(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

令和10年度 6か月(令和10年4月1日から令和10年9月30日まで)

イ 賃貸借料は毎月支払いとする。

#### 1 2 長期継続契約

本契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合には、本契約を変更し、又は解除することがある。

#### 1 3 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市税務部資産税課家屋担当(中層棟2階)

電話 06-6384-1247(直通)

メールアドレス kaokusisanze@city.suita.osaka.jp

担当: 峰、武田